

ボランティアポイント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボランティアポイント事業について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 ボランティアポイント事業は、町民がボランティア活動に参加することを支援し、及び奨励するものであって、ボランティア精神を尊重し、地域において町民自らの地域福祉を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 ボランティアポイント事業の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 ボランティアポイント事業の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

- (1) 地域福祉の推進に関する認識が高まること。
- (2) ボランティア活動に参加する元気な町民が増加すること。
- (3) ボランティア活動に関心が高まること。

(事業内容)

第3条 ボランティアポイント事業は、ボランティアが行ったボランティア活動(次条に規定するものに限る。)の実績に基づき、ボランティアポイント(以下「ポイント」という。)を付与するとともに、当該ポイントに応じたポイント転換交付金(以下「転換交付金」という。)を交付するものとする。

(ボランティア活動)

第4条 ボランティア活動とは、次に掲げるものとする。

- (1) 町が実施する事業に係るボランティア活動
- (2) 商工振興や産業振興等に係るボランティア活動
- (3) 福祉に係るボランティア活動
- (4) 教育振興等に係るボランティア活動
- (5) その他町長が認めるボランティア活動

(実施主体等)

第5条 ボランティアポイント事業の実施主体は、七飯町とする。

2 町長は、ボランティアポイント事業を実施するに当たり、ボランティアポイント事業に係る業務の一部を社会福祉法人七飯町社会福祉協議会に委託することができる。

3 前項の規定により委託を受けたものが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動受入施設等の登録に関する事
 - (2) ボランティアの登録に関する事
 - (3) ボランティアの研修に関する事
 - (4) ボランティアカードの交付に関する事
 - (5) ボランティア活動受入施設等との連絡調整に関する事
 - (6) ポイントの付与及び管理に関する事
 - (7) 転換交付金の交付及びその会計管理に関する事
 - (8) 前各号に掲げる業務に付随する業務に関する事
- (対象者)

第6条 ボランティアポイント事業の対象者は、現に本町に住所を有する者、現に本町に活動の拠点を有する団体及びその団体に属する者とする。

(ボランティアポイント活動受入施設等の登録)

第7条 ボランティアポイント活動受入施設等の登録申請をしようとするものは、ボランティアポイント活動受入施設等登録申込書(別記様式第1号)を提出するものとする。

2 前項に規定する申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査した上、速やかにボランティアポイント活動受入施設等登録名簿(別記様式第2号)に登載するものとする。

(ボランティアの登録)

第8条 ボランティア活動の登録申請をしようとする者は、ボランティアポイント活動申請書(別記様式第3号)を提出するものとする。

2 前項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査した上、速やかにボランティア登録者名簿(別記様式第4号)に登載するものとする。

(ボランティア活動カードの交付)

第9条 前条の登録をしたときは、当該登録者(以下「登録ボランティア」という。)にボランティア活動カード(別記様式第5号。以下「カード」という。)を交付するとともに、ボランティア活動についてあらかじめ周知するものとする。

2 登録ボランティアがカードを紛失又は損傷した場合は、申請により再交付できるものとする。

(ポイントの付与)

第10条 登録ボランティアが、ボランティア活動に参加したときは、次のとおりポイントを付与するものとする。

ボランティア活動時間	ポイント
1 時間未満	1 ポイント
1 時間以上	2 ポイント

- 2 前項の規定によりポイントの付与を行ったときは、登録ボランティアのカードにポイント認証印（以下「認証印」という。）を押印するものとする。
- 3 前2項に規定するポイントの付与及びカードへの認証印の押印を、ボランティアポイント活動受入施設等に委託することができる。
- 4 ボランティアポイント活動受入施設等が前項の規定によるポイントの付与を行ったときは、ボランティアポイント付与状況報告書（別記様式第6号）を提出するものとする。

（ポイントの転換）

第11条 登録ボランティアは、ポイントの転換交付金の交付を受けようとする場合は、ボランティアポイント転換交付申請書（別記様式第7号）にカードを添えて申請するものとする。

- 2 前項の申請を受理したときは、次のとおりをポイントの転換するものとする。

ポイント	転換額
10ポイントから19ポイントまで	1,000円
20ポイントから29ポイントまで	2,000円
30ポイントから39ポイントまで	3,000円
40ポイントから49ポイントまで	4,000円
50ポイント以上	5,000円

- 3 前項の規定により転換したポイントは、七飯町商工会が発行するアップル商品券をもって交付するものとする。
- 4 第1項の規定によるポイントの転換は、原則としてポイントの付与を受けた日の属する年度の末日までに行うものとする。
- 5 当該年度において付与されたポイントのうち次の場合においては、翌年度に限り、これを繰越すことができる。ただし、50ポイントを限度とする。

- (1) 10ポイント未満の場合
- (2) 50ポイントを超えた場合
- (3) 転換後のポイントが10ポイント未満の場合
- (4) やむを得ない理由により第1項の申請を行わなかった場合

（ポイントの寄附）

第12条 登録ボランティアは、付与されたポイントを別に指定する町民活動団体

への寄附に充てることができる。

- 2 前項に規定するポイントの寄附をしようとする登録ボランティアは、ボランティアポイント寄附申出書（別記様式第8号）にカードを添えて提出するものとする。

（台帳等の整備）

第13条 ボランティア登録、カードの交付、ポイントの付与、ポイントの転換及びポイントの寄附状況を明確にするためボランティア活動台帳兼ポイント付与等台帳（別記様式第9号）を備え付けるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に第10条第1項の規定によるポイントの付与された場合においては、第11条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

ボランティアポイント活動受入施設等登録申込書

年 月 日

七飯町長 様

ボランティアポイント事業実施要綱第7条の規定により、ボランティアポイント活動受入施設等登録申込書を提出します。

施設名	
併設事業所	
施設長・管理者氏名	⑩
所在地	
電話	
ファクシミリ	
電子メール	
担当者氏名	

--	--	--	--	--	--

別記様式第3号（第8条関係）

ボランティアポイント活動申請書

ふりがな				性別	男・女			
氏名				生年月日	年 月 日			
団体名				登録区分	個人・団体			
住所								
電話	自宅				携帯			
ボランティア経験	なし あり（内容 _____）							
交通手段	徒歩 ・ 自転車 ・ 自動車 ・ 交通機関							
希望活動内容								
資格等								
希望日時 (時間帯を記入して下さい)		日	月	火	水	木	金	土
	午前							
	午後							
活動頻度	週 回 ・ 月 回 ・ 年 回							
ボランティア保険	未加入 加入（加入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日） （保険会社 _____）							
個人情報保護に関する誓約書								
七飯町長 様								
私は、ボランティア活動を行うにあたり、活動中はもちろん、終了後に於いても、業務上知りえた利用者等の個人情報を正当な事由なく第三者に漏らしません。								
以上、誠実に遵守することを誓います。								
年 月 日								
住所								
氏名								
Ⓜ								

※ この情報は、ボランティア活動のみに利用し、その他の目的以外には利用しま

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別記様式第5号（第9条関係）

(表面)									
お名前	ボランティア活動カード								
団体名									
ご住所									
(裏面)									
● ボランティアポイント活動1回につきスタンプ1個押印します。									
1	2	3	4	5	26	27	28	29	30
6	7	8	9	10	31	32	33	34	35
11	12	13	14	15	36	37	38	39	40
16	17	18	19	20	41	42	43	44	45
21	22	23	24	25	46	47	48	49	50

別記様式第6号（第10条関係）

年 月 日

ボランティアポイント付与状況報告書

七飯町長 様

受入施設 住所
名称

ボランティアポイント事業実施要綱第10条第4項の規定により、ボランティアポイント付与状況報告書を提出します。

受入ボランティア		活動年 月日	活動時間	活動内容	付与ポイント	依頼方法
氏名	住所					
			時 分から 時 分まで			間接・直接

			時 分から 時 分まで			間接・直接
			時 分から 時 分まで			間接・直接

別記様式第7号（第11条関係）

ボランティアポイント転換交付金申請書

年 月 日

七飯町長 様

ボランティアポイント事業実施要綱第11条の規定により、ボランティアポイント転換交付金の交付を受けたいので、ボランティアカードを添えて申請します。

申請者	ふりがな				
	氏名	(印)			
	住所				
	生年月日	年 月 日 (歳)	連絡先		
申請ポイント		ポイント			

1 申請の際は、ボランティアカードを添えてください。

別記様式第8号（第12条関係）

ボランティアポイント寄附申出書

年 月 日

七飯町長 様

ボランティアポイント事業実施要綱第12条の規定により、ボランティアカードを添えてボランティアポイントの寄附を申出ます。

申出者	ふりがな				
	氏名				
	住所				
	生年月日	年 月 日 (歳)	連絡先		
ポイントの寄附先	名称				
	住所				
寄附ポイント		ポイント			

1 申出の際は、ボランティアカードを添えてください。

別記様式第9号（第13条関係）

ボランティア活動台帳兼ポイント付与等台帳

登録番号		氏名	住所	電話	備考					
活動 状況	活動日	付与ポイント	活動日	付与ポイント	活動日	付与ポイント	活動日	付与ポイント	活動日	付与ポイント
転換 状況	カード交付日		ポイント転換							
			申請日		ポイント転換活動日				交付額	
	年 月 日	年 月 日	月 日分～	月 日分	円分					
	年 月 日	年 月 日	月 日分～	月 日分	円分					
	年 月 日	年 月 日	月 日分～	月 日分	円分					
	年 月 日	年 月 日	月 日分～	月 日分	円分					
寄附 状況	カード交付日		ポイント寄附							
			申請日		ポイント寄附活動日				寄附ポイント	
	年 月 日	年 月 日	月 日分～	月 日分	ポイント分					
	年 月 日	年 月 日	月 日分～	月 日分	ポイント分					
年 月 日	年 月 日	月 日分～	月 日分	ポイント分						

	年 月 日	年 月 日	月 日分～	月 日分	ポイント分
	年 月 日	年 月 日	月 日分～	月 日分	ポイント分